

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「687人」を「651人」に、「219人」を「220人」に、「906人」を「871人」に、「1,794人」を「1,830人」に、「101人」を「100人」に、「1,895人」を「1,930人」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。